

令和6年11月1日

保護者の皆様へ

中札内村役場福祉課
課長 高桑 佐登美
中札内きらきら保育園
園長 田中 直紀

食物アレルギーの対応について

保育園では、『食物アレルギー対応マニュアル』に基づき、給食提供を行っています。

食物アレルギーのあるお子さまは、アナフィラキシーショックを起こすこともあり、細心の注意が必要となりますので、必ずご連絡願います。

医師の診断をもとに保護者の皆さまに必要な書類を提出していただき、下記のと通りの対応をまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

【必要書類と保育園での給食対応について】

- ①食物アレルギーのあるお子さまやその疑いのあるお子さまは、入園申し込みの際に、保育園(67-2357)までご連絡ください。(除去の必要がないと診断されているお子さんも、アレルギーをお持ちのことを把握するためにご連絡ください。)

必要書類をお渡ししますので、できるだけ速やかに専門医を受診していただき、「食物アレルギー調査票」「食物除去の指示書(診断書)」「食物アレルギー対応申込書及び同意書」「血液検査結果」を提出してください。

(血液検査結果が出るまでに2週間程度かかる場合があります。入園前に食事に関する面談を行いますので、遅くとも1月中までには必要書類が揃うよう受診をお願いします。)

- ②保育園では、アレルギー食材が入るメニューは代替品を持参していただくことを原則としますので、ご協力をお願いします。

ただし、微量な混入も不可な場合など、給食室での対応が困難な場合は全て持参していただく場合もあります。詳細は、面談をおこなったうえ、入園までにご連絡させていただきます。

事前に毎月配付する「献立表」でアレルギー食材を確認していただき、それに基づいて持参していただきます。可能な範囲ではありますが、アレルギー食材が入らない献立を組むことで、できる限り給食提供ができるよう対応します。

- ③保育園で給食を提供する際は、誤食を防ぐための対策をとり、マニュアルに沿って対応します。
- ④年度途中で症状が悪化したり、新たな症状がみられた場合は、食物アレルギーで罹っている病院に受診をお願いします。受診結果によっては、対応の変更をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ⑤新規でアレルギー症状がみられた場合は、速やかに保育園にお知らせください。アレルギー症状が起きた時からアレルギー検査の結果が出るまでは、毎日お弁当・おやつを持参していただきます。ご協力をお願いします。
- ⑥変化が見られない場合も、医師の指示のもと、年に1～2回の受診・検査をお願いします。食物アレルギーが改善あるいは、食品除去の程度が変わるなど、除去の必要がなくなる場合もあります。

医師の診断を受け、除去の必要がなくなる場合は、医師による「食物除去の指示書(診断書)」を提出のうえ、「アレルギー解除届」を保護者の方に記入していただきます。

アナフィラキシーショックとは・・・

アレルギー反応により、皮膚症状や呼吸器症状だけでなく血圧の低下、意識レベルの低下等も引き起こし、脱力を来すような状態。